

保険商品に関わる相談に必要な法律知識

令和3年7月20日

弁護士 島 幸明

第1 保険の基礎

1 保険とは

保険契約とは、保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険給付）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じた保険料（共済掛金を含む）を支払うことを約する契約をいう（保険法2条1号）。

* 保険法制定前の商法から、下記3つは法文上の定義から導かれる要素と解されてきた。

- ① 一方当事者の金銭の拠出（保険料の支払）
- ② 他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする給付（保険給付の支払）
- ③ ①と②が対立関係に立つ

* 更に、理論上ないし解釈上、下記2つが保険の要素と解されてきた。保険法では、この内、保険法では⑤しか明記していないように読めるが（「当該一定の事由の発生の可能性に応じた保険料」、保険がなにかということとは、保険法1条の「保険」の解釈問題であり、保険法の下においても、下記④及び⑤が、不文の要素として、理論上・解釈上必要と解される。

- ④ 収支相当原則（しゅうしそうとうげんそく）
- ⑤ 給付反対給付均等原則（きゅうふはんたいきゅうふきんとうげんそく）

2 保険契約の特質

(1) 序論

保険契約に関しては、他の契約一般にはみられない独特の法的規律があり、これは①保険技術と、②モラル・ハザード（の防止）という2つの要素から導かれるといわれる（山下友信・保険法（上）、67頁）。

(2) 保険技術（保険の理論）

保険技術は、収支相当原則と給付反対給付均等原則に集約される。これは保険の定義でも論じられるように、保険は大量の同質のリスクを集積してその分散を図るメカニズムであるということであり、それを実現するための技術である。

ア 収支相当原則

保険契約者から支払われる保険料の総和と保険者（保険会社）の保険給付の総和が等しくなるように保険を運営するという原則

- * 個々の保険契約者からみると、リスクが現実化するかどうかは偶然に左右され、リスクが現実化する場合としない場合の結果には大きな差が生じるが、リスクを集積化して、統計学上の**大数（たいすう）の法則**を利用することにより、保険加入者全体で考えれば、リスクが現実化する確率を高度に予測することが可能になる。
→ リスクを同質化して、安価な保険料でこれを多数人に移転するという保険技術である。¹

イ 給付反対給付均等原則

個々の保険契約者から支払われる保険料は、当該保険契約者のリスクの程度に応じて決定されるという原則

- * 給付反対給付均等原則を実現するためには、保険者において、個々の保険者のリスクを評価することが必要になるが、そのリスク評価のための情報は保険加入者にしか存在していないことから、**告知義務**という法技術が必要になる。

¹ 【保険の団体性】保険の仕組みは、個々の保険契約者と保険者との取引関係だけで捉えるのは適切ではなく、保険契約者全体があたかもリスク分散のための団体を構成するものとして、個々の取引関係の規律においてもその団体的性格が反映されるべきという発想が生じる。これを保険の団体性ということがあるが、これはあくまでも保険契約に関する立法や解釈理論を構築する際における実質的な考慮要素ということにとどまるとされる（山下友信・保険法（上）72頁）。

(3) モラル・ハザード（の防止）

① 狭義のモラル・ハザード (moral hazard)

保険事故を人為的に発生させたり、発生を偽装したりして保険給付を不正に得ようとすることの誘因となること

② モラール・ハザード (morale hazard)

保険に加入したことで安心して保険事故に対する注意力が弛緩してしまうこと

* モラル・ハザードに起因して、これを防止するために一定の法規制が強行法的規律とされ、故意の保険事故招致における保険者の免責、損害保険契約における被保険者利益要件及び利得禁止原則などが導かれる。

(4) その他

射倖契約性、善意契約性²、有償契約性、双務契約性、継続契約性のほか、団体性について言及されることもある。

3 保険の分類

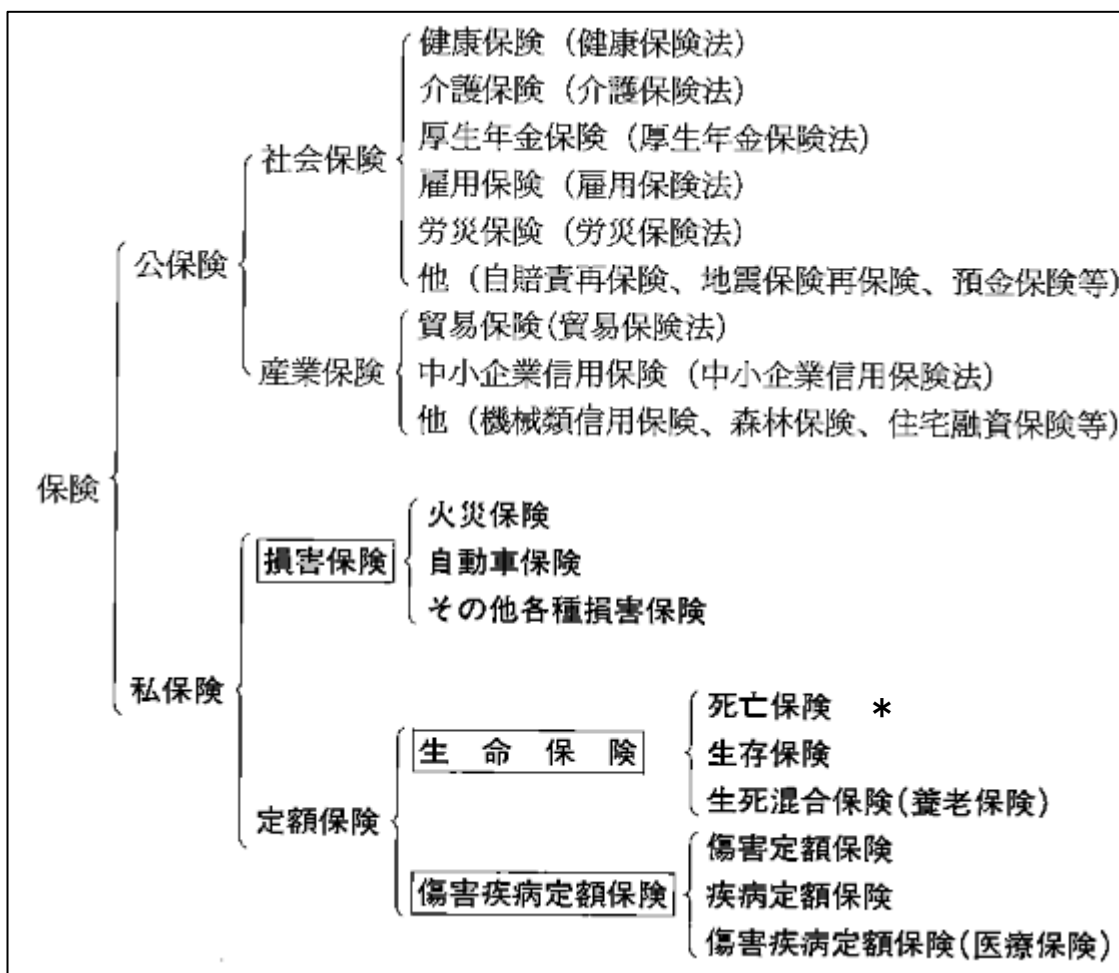
(1) 保険法上の分類

保険法の分類では、保険は、**損害保険**（法3条～）と**定額保険**に分けられ、後者をさらに**生命保険**（法37条～）、**傷害疾病定額保険**（法66条～）に分けて分類される。損害保険と定額保険は、**保険給付の態様に着目する区分**である。損害保険は、保険給付によって一定の偶然の事故によって生じた損害を補填するもので、定額保険は**保険給付が損害と無関係に、予め定められた額となるものである**（変額保険³・変額年金保険なども損害と無関係に保険金額が決められるものなので、定額保険の一種である。）。

² 特に保険契約者の側に一般の契約以上に信義誠実が要請されるということ。

³ 変額保険とは、その保険料を一般の生命保険の保険料とは分けて管理し（「特別勘定」）、有価証券に投資して運用し、その実績に応じて保険金額や解約返戻金額又は年金額が変動するものである。基本保険金については、定められた保険金額が保障されるが、変動部分については、運用実績が悪い場合に、解約返戻金額や年金額が払い込んだ保険料を下回るリスクがある。変額保険では、「一時払い」による保険料の支払いとなっている場合が多く、死亡保障が付いている以外は投資信託・集団投資スキームに類似している。

定額保険のうち、人の生死により保険給付がなされるものを生命保険、人の傷害・疾病（しっぺい）により給付されるものを傷害疾病定額保険（＝医療保険）という。



【桜井健夫他・保険法ハンドブック・18頁より引用。保険法の対象は私保険のみ】

*** 死亡保険**

死亡保険とは、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる保険のことをいう。死亡保険のうち、保険期間が一定（例えば10年間、60歳までなど）で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が支払われる「定期保険」と、保険期間が一生涯続く「終身保険」がある。

*** 生存保険**

生存保険とは、被保険者が保険の満期まで生存していた場合、契約時に決められていた保険金が支払われるものをいう。

生存保険としては、「確定年金」「有期年金」「終身年金」保険な

どが上げられる。確定年金とは、生死に関係なく契約で定めた一定の期間は年金が支払われるもの、有期年金とは契約した期間内に被保険者が生存している場合に年金が支払われるものをいう。終身年金とは、被保険者が生存している限り、死亡するまで年金が支払われるものをいう。「こども保険」、「学資保険」も生存保険の一種とされるが、実際には死亡保障もついた生死混合保険となっていることが殆どであり、純粋な生存保険は見当たらない。

*** 生死混合保険**

生死混合保険とは、死亡保険と生存保険を組み合わせたものをいう。養老保険はこれに該当し、保険期間が一定で、保険期間中に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が、満期時に生存していた場合は満期保険金が支払われる。

(2) 保険業法上の分類

保険業法では、保険を生命保険固有分野（いわゆる**第一分野**の保険）、損害保険固有分野（いわゆる**第二分野**の保険）、生命保険・損害保険のどちらともいえない分野を**第三分野**の保険として、3つに大別している。

	第一分野 (生命保険固有 分野)	第二分野 (損害保険固 有分野)	第三分野 (その他傷害疾病定額保 険、傷害疾病損害保険)
保険取扱い	生命保険会社	損害保険会社	生命保険会社及び損害保 険会社 (どちらも取り扱える)
保険事故	人の生存・死亡	偶然の事故	傷害・疾病・介護等
保険給付の態様 (保険金支払い)	定額払い	実損払い	定額払い・実損払い
具体例	死亡保険・年金 保険・学資保険 など	火災保険・地 震保険・自動 車保険・個人 賠償責任保険 など	医療保険・ガン保険・介護 保険など

(3) 機能による分類

その他、保険の機能による分類としては、以下のように整理できる。

保険は、歴史的には、災害や事故等によるリスクに備えるものとして損害保険が登場して発達し、これとは別に家計を支えていた人が亡くなった時の生活保障のための相互助け合いの制度として生命保険が登場して発達されてきたといわれる。これらはいずれも保障を重視した保険で、**保障性保険**という。

その後生まれたものとして、保障機能を得ながらも保障コスト以上の資金を支出することによって余剰分を蓄えることに重点がある**貯蓄性保険**や、同じく保障機能を得ながらも保障コスト以上の資金を投入してこれを証券市場などで運用し、運用結果を保険金や解約返戻金等の額に反映させるという**投資性保険（*特定保険）**がある。これらは殆どが生命保険の形をとるが、投資性保険には、金融商品取引法による投資信託等の金融商品と同様のルールが準用されるなど、この分類に応じて規制が異なるなどの違いがある。

保障性保険	損害保険、掛け捨ての生命保険（定期保険） 多くの疾病保険・傷害保険など
貯蓄性保険	終身生命保険、年金保険、養老保険・学資保険 など
投資性保険	変額年金保険、変額保険、外貨建保険など

4 保険契約の当事者・関係者

(1) 保険契約者（顧客）と保険者（保険会社）

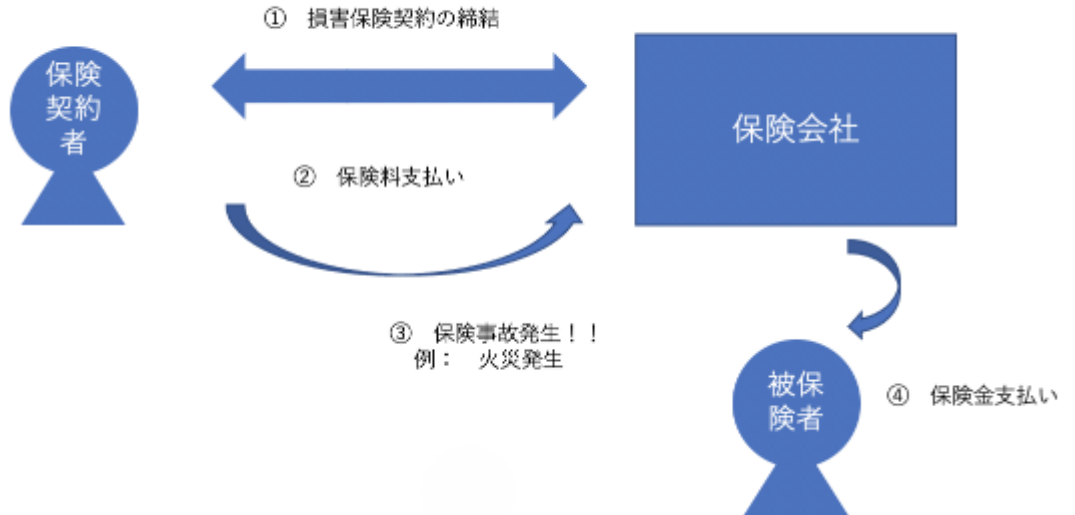
保険法では、保険契約者は「保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者」と定義され（法2条3号）、保険者は「保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者」と定義されている（法2条2号）。

実際の契約においては、保険証券上で保険契約者として定義されている者と別の者が契約締結行為・保険料の出捐等をしていることがあり、その場合に誰を保険契約者とすべきか問題となることがあるが、確定した判例法理はないものの、（預金の判例法理とは異なり）基本的には、名義人を保険契約者とする形式説を前提に判断すべきとされる。

(2) 保険契約者側の当事者・関係者

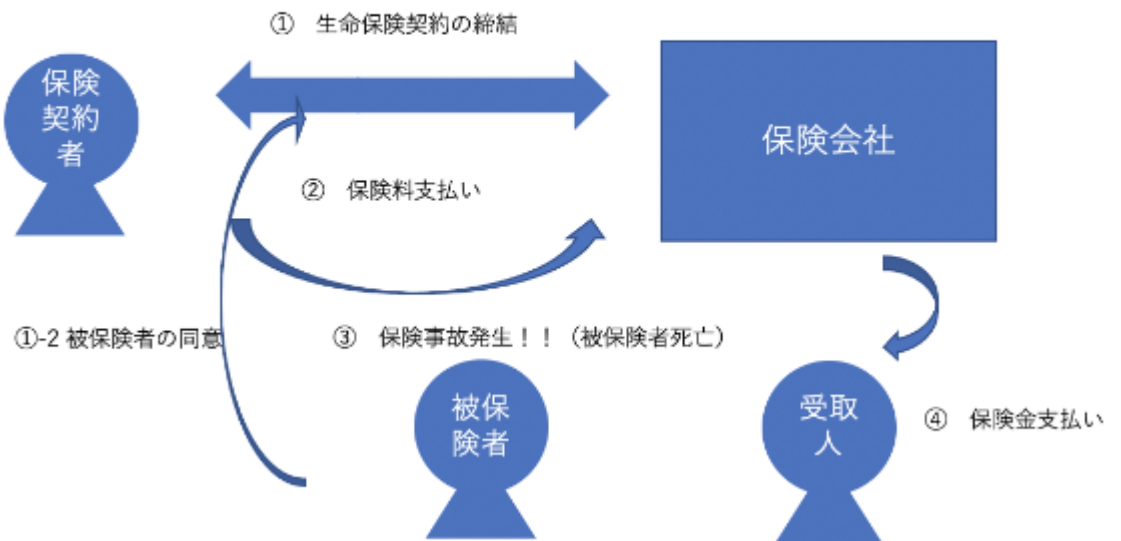
ア 損害賠償保険

損害保険契約の当事者



イ 生命保険

生命保険契約の当事者



* 被保険者

損害保険契約と生命保険契約その他の人保険契約とでは、同じく被

保険者という用語が用いられているものの、その意味は全く異なる。

保険法上、損害保険契約では、被保険者は「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」と定義され（法2条4号イ）、被保険利益の帰属主体であると同時に保険給付請求権の帰属主体であることを意味している（∴利得禁止原則・被保険利益）。

生命保険契約では、「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行う事となる者」と（法2条4号ロ）、傷害疾病定額保険契約では「その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者」と定義される（同号ハ）。生命保険契約は定額保険契約とされるので契約の要素としての被保険利益は存在せず、したがって、損害保険における被保険者に対応する概念も存在しない。生命保険契約における被保険者は、保険事故の発生する客体としての意味である。

いずれの契約においても、保険契約者と被保険者は、同一の者が兼ねることも、そうでないことも可能である。

* 保険金受取人

生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約においては、保険給付請求権者を保険金受取人として表す。保険金受取人と保険契約者又は被保険者の地位を同一の者が兼ねることは、保険者において引受実務上特段の制限を設けていない限りは、可能である。

(3) 保険者側の当事者・関係者

ア 保険者

保険業法では、保険会社、少額短期保険業者、外国保険会社等がこれに当たる。保険会社は、保険株式会社と相互会社があり、相互会社は社員に対する保険の提供を目的とする会社である。少額短期保険業者は、2005年の保険業法改正により新設されたもので、保険契約が2年以内の政令で定める期間（政令だと損保は2年以内、その他は1年以内）以内であって、保険金額が1000万円を超えない範囲内（損保は1000万円、生保は300万円）において政令で定める金額以下の保険のみの引受を行う保険業であり（保険業2条17項）、登録制である（免許制でない）こと、生損保兼営禁止⁴の適用がないことなど、緩やかな規制を受ける。

⁴ 同一の者が生命保険と損害保険の業務を行えないとする制度。1996年施行の新保険業法で、子会社を設立することで相互参入できるようになり、兼営禁止の垣根が事実上撤廃された。

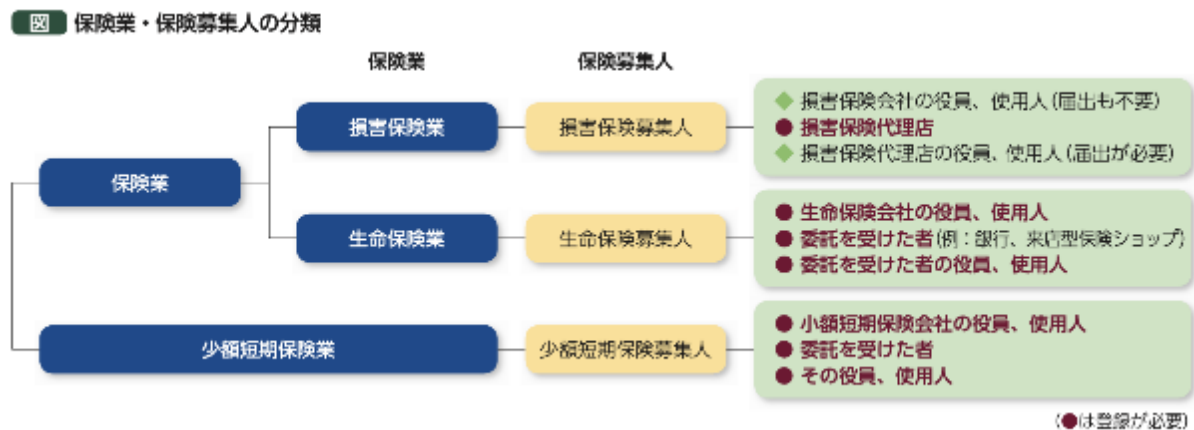
2005年の保険業法改正により、共済も他の法律に特別の規定があるもの等の適用除外に該当しない限り保険業法の監督の下に置かれることとなった。この他の法律の主要なものとしては、農業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法等がある。

イ 保険募集主体

業法では、保険募集を行うことができる主体を限定している（業法275条）。募集主体としては、保険会社等の内部又は外部にあって保険会社等のために保険募集を行う者（**保険募集人**）と、保険会社等の外部にあって保険会社等と保険契約者との間で中立的な立場から保険募集を行う者（**保険仲立人**〔保険ブローカー〕）とに分けられる。なお生保分野では、仲立人はほとんどいない。

一般に、生命保険募集人・保険代理店には契約締結（代理）権・告知受領権はなく（媒介）、損害保険代理店はこれらの権限を有している。

* 保険業・保険募集人の分類【国民生活 2014.8 桜井健夫著・保険に関する法律(2) 保険業法、30頁より引用】



これに加えて、2020年の金融商品販売法の改正（実質的には新たな法律の組み合わせ）により、預金等媒介業務・保険媒介業務・有価証券等仲介業務・貸金業等媒介業務について、特定の商品について、個々の登録や所属制度等を排した横断的な規制・媒介業務を行う「**金融サービス仲介業**」という新たな仕組みが創設されるに至った。

☆ 金融サービス仲介業

これまで、銀行分野、証券（金融商品）分野、保険分野と、それぞれの規制にしたがった免許や登録が必要であった分野をまとめて、1つの登録で多用なサービスを提供（仲介）できるようにしたものである。2020年6月5日、金融商品販売法を「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（金融サービス提供法 or 金融サービス法）と名称を変更して成立したもので、2021年3月24日に施行令（政令）や監督指針等のパブコメが行われ、同年11月1日から施行されることになっている。

金融サービス仲介業は、家計簿アプリを運営しているようなネット業者が、利用者に各種のサービスを提供することなどを想定して議論されていたものであるが、法律上はネット業者等に限定されない。所属制が採用されないため、業者が金融機関による指導・監督や賠償責任の負担がなされるとは限らないことから、取扱可能な商品・サービスを限定しており（「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする預金等の受入れを内容とする契約等」は取り扱えない）、例えば特定保険等の取扱はできない（施行令18条1項1号）。

5 保険に関連する法律等の概要

(1) 概要

保険に関する法律としては、契約の効力等を定めた**保険法**と、監督規制（保険事業の運営・各種規制）を定めた**保険業法**の二元構造となっている。これらを他の法律が補完し、さらに法律以外の監督指針・自主規制、金融庁の認可に基づく約款が標準的な契約条項を定めている。

(2) 契約法

保険法は保険の契約に関する法律であり、保険契約の成立・効力・履行及び終了について規定している。保険法に規定のない部分については契約に関する一般法である民法が適用され、顧客が消費者である場合は消費者契約法も適用される。保険の種類によっては、自動車損害賠償保障法、地震保険に関する法律などが優先する。

さらに、保険契約の締結過程では、金融商品販売法（金融サービス提供法 or 金融サービス法）も適用される。

(3) 監督法

保険業法は、保険者の組織や業務等の監督、募集規制などを規定している。保険業法の下位規範に、保険業法施行令、同施行規則があり、さらにその下に監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針）等がある。

また、保険（共済）のうち投資性の高いものを特定保険（共済）として区別し、これらの販売に関しては金融商品取引法の一部（広告規制、書面交付義務、適合性原則等）が準用される（保険業法300条の2）。

その他、共済の監督法として消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法などがある。

(4) 自主規制

保険業法では、金融商品取引法と異なり保険業者等の自主規制についての規定は置かれていないが、保険業者の構成する団体が実質的には重要な自主規制機能を果たしている。法律上の自主規制機関ではないので、この自主規制に違反しても制裁金を課すなどの制裁は課されない。もっとも、これらは各種の行動規範・指針・ガイドラインを規定しており、保険業者はこれに従った業務運営をすることが求められ、事実上の強制力を持つとともに、法令や監督指針を補完している。

(5) 約款

保険契約においては、保険者があらかじめ定めた約款により契約内容が決定されるのが原則となる。これは、契約内容を約款により定型化することが企業経営の合理化に資するというあらゆる企業取引に共通する事情にもよるが、保険契約においてはそれだけでなく、保険の仕組みを合理的に実現するには、プールするリスクが保険加入者を通じて均質になっていなければならないという特別の事情があることにもよる（→保険技術）。最近では「約款」「ご契約のしおり」「注意喚起情報」「定款」（相互会社の場合）を一冊に合本しているケースが多くみられ、加えて「契約概要」や「保険金・給付金の請求ガイド」も合本されている場合がある。また、最近の「約款」については、CD-ROMまたは冊子のどちらかを受け取るかを選択できたり、インターネットを利用した「Web 約款」をホームページ上に公開している会社もある。

保険約款は、保険業の免許に際して免許申請書の添付書類として審査の対象となり（保険業法4条2項3号）、審査基準として、保険契約の内容が関係者の保護に欠けるおそれのないものであることなどが規定されている（同法5条1項3号イ等）。

2017年に成立した民法の改正法によって、民法に**定型約款**に関する規定が新設された（民548条の2～548条の4）。これは、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を「定型約款」と定義し、このような①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、または②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき（事前開示）は、定型約款の個別条項についても合意したものとみなされたり（民548条の2第1項）、定型約款の個別の条項のうち、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様およびその実情ならびに取引上の社会通念に照らして民法1条2項に規定する基本原則（信義則）に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるものについては、合意しなかったものとみなされたり（同条第2項）、定型約款の変更に関するみなし合意の規定を置いたりするものである（同548条の4）。

保険約款も改正民法の**定型約款**に該当すると解されている。

☆ ～主契約と特約～

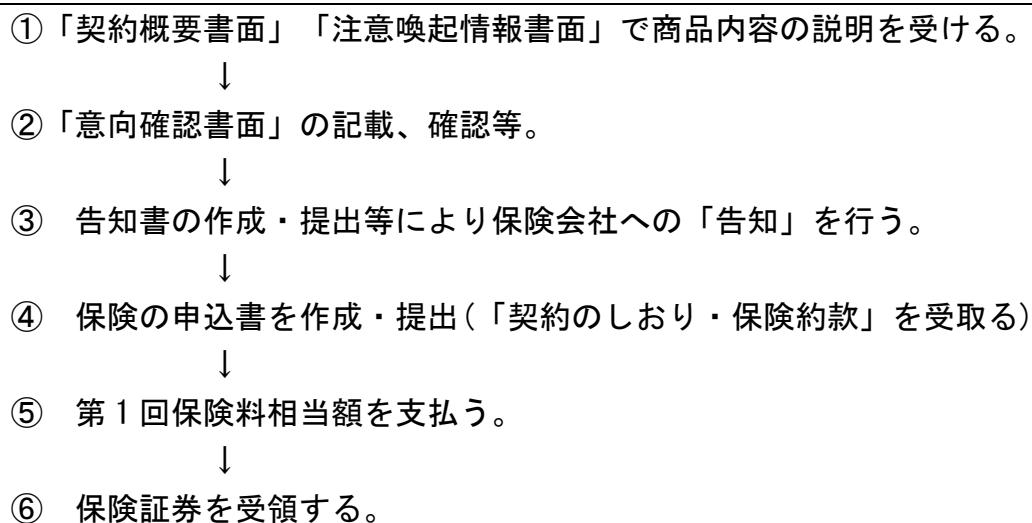
主契約（実務上の基本約款）とは、保険契約の基本となる部分であり、特約（特約条項）は主契約ではカバーできない部分を主契約に付加して契約するものである。特約については、単独で契約できず、また主契約が満期や解約で終了した場合には特約も消滅する。既存の契約に、特約を付加することもできる（特約の中途付加）。

6 紛争解決機関

裁判外紛争処理機関（ADR）としては、一般的な民事調停、国民生活センター、消費生活センター、弁護士会仲裁センターなどがあるが、いわゆる指定紛争解決機関（金融ADR法に基づく指定紛争機関）としては、一般社団法人日本損害保険協会（そんぽADRセンター）、一般社団法人生命保険協会（生命保険相談所）、一般社団法人日本少額短期保険協会（少額短期ほけん相談室）、一般社団法人保険オンブズマン（外資系損保会社及び保険仲立人が会員）がある。

第2 保険契約の成立等に関わる諸問題と保険募集規制の概要

1 保険契約の実際



2 保険契約の成立に関わる諸問題（主に保険法）

(1) 保険契約の成立要件・効力要件

ア 申込みと承諾

保険契約は諾成契約であり、申込みと承諾の合致により成立する。

本件契約者がするのが申込みであり、申込みを勧誘するための保険募集は申込みの誘引に当たる。危険選択が伴うため、申込みに際しては告知義務の履行が必要である。実務では、損害保険でも生命保険でも、初回の保険料を受領した時から保険者は責任を負う旨の約款があり、実質的には保険契約が保険料の支払いにより効力を生じるかのような要物化現象が生じていたが、近時は初回保険料についても保険契約成立後の払込期日を決め、それまでに初回保険料が払い込まれるときには、この保険料領収前免責条項を適用しない旨の約定などがでてきている。

申込みは、（特に対面販売では）保険契約者側の保険募集主体に対してなされる。損害保険代理店は保険者のために契約締結の代理権を有しているのが通例であるが、生命保険募集人は現状では代理権を有しない。もっともその場合でも申込みの意思表示を受領する権限はあると解される。

イ 被保険者利益（損害保険）

損害保険は、生じた損害を填補するための保険であるから、その損害を保険により穴埋めすることができるもの（被保険利益があるもの）

についてのみ、かけることができる（保険法3条）。したがって、被保険利益のない契約は無効となるのが本来的な帰結である。

☆ 時価よりも高い保険をかけた場合の効力は？ ～超過保険～

損害保険では被保険者利益があることがその効力要件となるが、価格の上昇が予想される絵画などに保険をかける場合や、インフレに備えて建物などに時価よりも高い保険をかける場合など、必要な場合も考えられる。

そこで保険法では、保険金額が保険の目的物の価額を超える契約（超過保険）も原則として有効としている。もっとも、保険金額が保険の目的物の価額を著しく超えている場合は、保険契約が一部無効とされるようなことは考えられる。

保険契約締結時に、保険契約者及び被保険者が超過保険であることを知らず、重過失もない場合には、保険契約者は超過部分について契約を取り消し、超過部分に対応する保険料の返還を求めることができる（保険法9条本文。ただし、目的物の価額について一定の価額を約定した評価済保険の場合は、取消しができない。）。

なお、実務上、目的物の価額の算定は損保代理店が行っているため、保険契約者側には、超過保険であっても重過失はないと解される。

ウ 被保険者の同意（生命保険）

- ① 保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、被保険者となる人の同意がなければ効力を生じない（保険法38条）。この規定は、賭博保険の禁止、モラル・ハザードの防止という公益に関わるものであることから、強行規定である。

被保険者の同意を要するのは、死亡保険給付が含まれる生命保険契約の全てであり、養老保険のような生死混合保険や、こども保険・学資保険なども同様である。同意が不要なのは純粹の生存保険のみであるが、我が国では個人保険でそのような保険は実際には存在しないといわれる。

同意は、保険契約成立時までにあることが原則であるが、契約成立後に同意がなされる場合、それにより契約が有効となるかという問題がある。これについては、同意が契約成立後となったことに相応の事情があり、かつ、契約成立後の接着した時期に同意が行われた場合には、有効と認めて差し支えないとされる。

未成年者を被保険者とする生命保険については、モラル・ハザードの問題が生じるものの、保険業法に基づく監督の下に保険業界の

自主規制により制限することで解決するとされた。これを受けて、保険業法施行規則53条の7第2項、社内規則において、被保険者が15歳未満である場合には、他社と通算して1000万円を限度とする死亡保険金とするなどのルールが定められている。

- ② 傷害疾病定額保険でも、保険契約者と被保険者が違う場合は、生命保険の場合と同様、契約を締結する際に、被保険者の同意がなければ契約が無効になる（保険法67条1項）。

しかし、傷害疾病定額保険では、保険金受取人が被保険者である場合や、死亡保険金受取人が被保険者の相続人である場合には、契約締結時に被保険者の同意がなくても契約が有効に成立するとされた（同条項但書）。

もっとも、こちらもモラル・ハザードの問題が残ることから、未成年者を被保険者とする生命保険と同様の自主規制で死亡保険金額の上限について、他社と通算して1000万円を限度とするルールを定めている。また、被保険者の同意を得ないで締結された傷害疾病定額保険契約については、被保険者の保険契約者に対する保険契約解除請求事由とされ（保険法87条1項1号）、特段の理由なく解除請求する権利を被保険者に認めている。

- ③ 損害保険においては、被保険者の同意は契約の効力要件とはされていない。例えば倉庫業者が、多数のしかも変動のある寄託主のため、保管している荷物について火災保険を付すような場合が考えられ、このような不特定の「他人のためにする保険」も有効である。

(2) 告知義務

ア 告知義務とは

いずれの保険においても、①保険契約者又は被保険者になる者は、②損害・保険事故・給付事由の発生可能性に関する重要事項のうち、③保険会社等が告知を求めたもの（告知事項）について、④事実の告知をしなければならない（保険法4条、37条、66条）。

告知義務の存在根拠は2頁で前述したとおりであるが、告知の方法については、質問応答義務とされていることが特徴である（上記③）。

イ 告知義務違反の効力

保険契約者又は被保険者になる者が、故意又は重大な過失により、事実の告知をしないか不実の告知をした場合、保険者は保険契約を解除することができる（保険法28条1項、55条1項、84条1項）。

ただし、保険者又は保険媒介者に不告知・不実告知に対する悪意又は過失、告知妨害、不告知・不実告知の教唆があった場合には、告知義務違反があっても解除は認められない（同法28条2項、55条2項、84条2項）。

故意とは、①重要な事実があること、②それを告知すべきであること、③告知しないことを知っていることである。重過失は、①の認識を前提に、②または③を「ほとんど故意に近い著しい不注意」により知らなかったこと、とされる。

判例・多数説によれば、生命保険募集人は告知受領権を有せず、したがって、生命保険募集人に悪意・過失があっても保険者の悪意・過失となるものではない。しかし、生命保険募集人が、告知義務者に不告知等を勧めるような行為をした場合は、この結論は不当となる。保険法ではこのような観点から、保険媒介者の告知妨害・不告知教唆があった場合は、告知義務違反があっても解除できないとしたものと解される。

☆ 通知義務

保険は継続的な契約であるため、契約内容の変更によって危険（損害の発生の可能性または給付事由の発生の可能性）が増加することがあり得、この点は損害保険において特に重要とされる（例えば、建物の使用方法が自宅から中華料理店に変わったなど⁵⁾）。従って保険会社は、約款で契約者及び被保険者に契約条件の変更に関する通知を求めており、これを通知義務という。通知義務についても、故意又は重過失により通知を怠ると、保険会社から契約を解除できる（保険法29条【損保】、56条【生保】、85条【傷疾】）

⁵⁾ 生命保険や疾病保険では、契約締結後の危険の増加をあらかじめ保険料の中に織り込んでいるので、原則として危険増加の通知義務がない（例外的に団体定期生命保険契約等で、被保険者のまとまった職種変更等が通知の対象とされることがある。）。

☆ 限定告知型生命保険

契約時に医師による診査がなく、健康状態について告知する項目も通常より少ない生命保険をいう。これらは生命保険会社が申込みを引き受ける際の基準が緩和されており、「引受基準緩和型」、「条件緩和型」などとも呼ばれる。医療保険や終身保険、養老保険、定期保険等で取り扱われている。

健康状態に関する2～5つ程度の簡素化された告知項目に該当するものがないなどの条件を満たすと、持病を抱えていたり、病院に通院中であつたりする人も原則として契約できる。また、通常の医療保険の場合、給付金の支払いの対象となるのは、原則として責任開始後に発病した病気等による入院・手術に限られるが（責任開始条項）、限定告知型医療保険の場合、一般的に責任開始前に発病した病気等でも、責任開始後に症状が悪化したことを原因とする入院・手術の場合は支払いの対象となる。

3 保険募集規制

(1) 序論

保険業法では、保険会社及び保険募集人等の保険募集に関する行為について様々な規制を設けているが、基本的にはこれらは監督法上の規制であり、違反したことの直接的な効果は刑事罰・行政罰・行政処分等である。しかし、これらに対する違反については、不法行為における違法性の根拠になるなど、私法上の問題も生じ得る。

(2) 意向確認把握義務（保険業法294条の2）

保険会社または保険募集人は、保険契約の締結・保険募集に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結の提案、及び当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない（保険業294条の2）。

顧客の利益よりも自己の利益を優先して推奨する危険を防ぐための規制である。このような危険を防止するための規制としては、保険会社等は顧客に対して最も有利な保険を推奨する法的義務（ベスト・アドバイス義務）を負わせることが考えられ、顧客のための保険募集主体である保険仲立人については、顧客に対して負うことが法定されている誠実義務（保険業299条）の内容として、そのような義務を負うとされているが、保険会社等の募集についてはそこまでは法定できず、次善の策として意向確認把握義務を負わせたものである。内容については、監督指針が詳細を定めている（監督指針Ⅱ-4-2-2（3））。

監督指針では、意向把握・確認の方法の基本型として、以下の3つの方法を示している。

i 意向把握型

アンケート等により意向を把握し、意向に即した個別プランを提案し、プランと意向の対応関係を説明する

ii 意向推定型

顧客属性から意向を推定し、個別プランを提案する都度、推定した意向の内容と、プランと推定した意向との対応関係を説明する

iii 損保型

損害保険についての意向の確認と個別プランの比較・説明など

(3) 情報提供義務（保険業法294条）

2014年の保険業法改正前にも、「契約概要」及び「注意喚起情報」の両書面による情報提供義務を課していた（保険業法300条1項1号及び100条の2が根拠とされていた）。両書面の記載事項については、業法施行規則、監督指針、協会の自主ルールが複層的に規定していた。

その後、2014年の業法改正により、保険会社、保険募集人に対して保険契約の募集に際しての情報提供義務を課す同法294条1項が新設された。具体的には、保険会社、保険募集人は、保険契約の締結、保険募集に関し、保険契約者等の保護に資するために内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないとされる。内閣府令の定めとして保険業法施行規則227条の2第3項1号は、保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち同号に列挙する事項を記載した書面を用いて行う説明及び書面の交付によるものとし、これを更に監督指針（Ⅱ-4-2-2（2））及び保険協会のガイドラインが補完して「契約概要」・「注意喚起情報」の記載事項・内容が確定されている。

☆ 乗合代理店特有の情報提供義務

複数の保険会社の商品を扱う保険代理店を「乗合代理店」という。「保険ショップ」「来店型保険代理店」と呼ばれることもある。この乗合代理店については、上記に加えて、次の事項の提供を義務付けられる（保険業法施行規則227条の2第3項4号）

- i 当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る1つの保険契約の契約内容につき当該保険にかかる他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しよう

とする場合は、当該比較に係る事項

→ 比較した情報の提供

ii 顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結をすべき保険契約（提案契約）の提案をしようとする場合には、保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

→ 比較した保険の概要や選別の理由等

iii iiによる選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合には、当該提案の理由

→ 顧客の意向以外に、例えば保険料が安いなどの理由で提案する場合、その理由

☆ 情報提供義務と説明義務

保険業法に基づく説明義務以外に、民法の信義則（民法1条2項）、金融商品販売法（同法3条）、特定保険について金融商品取引法（38条9号）に基づく説明義務が法定されているところ、民法や金融商品販売法に反すると民事効があり損害賠償が肯定されるが、金融商品取引法や保険業法の違反は、行政処分の対象となるほか、信義則に基づく説明義務違反の根拠となる。一般に、説明義務は、決められた情報提供をすれば足りるものではなく、相手方の属性に応じた具体的な説明が必要となるため、特に訴訟における損害賠償請求の論拠となっている。

(4) 禁止行為（不実表示の禁止等、保険業法300条）

保険募集人は、①虚偽告知・契約条項のうちの重要事項不告知（1項1号）、②顧客の虚偽告知教唆（同2号）、③告知妨害・不告知教唆（同3号）、④不利益事実不告知による乗換勧誘（同4号）、⑤保険料の割引、割戻等の特別利益提供（同5号）、⑥比較誤解告知・表示（同6号）、⑦契約者配当、剰余金分配等、金額不確実な事項についての断定的判断提供、確実性誤解告知・表示行為（同8号）、⑧保険持株会社等が特別利益供与を約し、または提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為（同8号）、⑨その他内閣府令で定める行為（同9号）が禁止されている（保険業法300条・施行規則234条1項4号）。

このうち、④の「乗換」は、旧契約を解約⁶させて新契約の申込みをさせる行為のことをいい、不利益事実を告知せずに乗り換えを勧誘するこ

⁶ 解約返戻金を新契約に充当することが多い。乗換契約前の特別配当金は引き継げない。なお、特別配当金とは保険料を決める予定利率と、実際の利率との差によって剰余金が生じた場合に支払われる配当のうち、契約消滅時や長期契約者に配当されるものをいう。

とが禁止される。不利益事実としては、一定金額を解約控除等として保険契約者が負担する場合があること、一定期間の契約継続を条件とする配当請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できない場合があることなどが挙げられる(監督指針Ⅱ-4-2-2(7))。

なお、旧契約の責任準備金等を、新契約の責任準備金または保険料に充当して旧契約を新契約に切り替えることを「転換」という。「転換」に当たって募集人は、旧契約と新契約の契約内容の対比、及び旧契約の保障内容を見直す方法があることとその見直しの方法について、書面を用いた説明とその書面の交付が必要となる(施行規則227条の2第3項9号)。なお、転換の場合についても、クーリング・オフの適用がある。

☆ 「乗換」と「転換」とは

乗換は異なる保険会社間では可能であるが、転換は同じ保険会社間でなければできないこと、転換の場合は前契約の特別配当金が引き継がれること、乗換の場合は解約控除⁷の負担があるが転換の場合はないことなどの違いはある。

しかし、いずれにせよ、保険料が高額になる、自殺免責の期間がリセットされるなどの負担はあるし、乗換・転換時の告知義務の負担はあり、予定利率⁸の低い保険に誘導されることも多い。顧客に何らかの需要があったとしても、保障の見直しは「特約の中途付加」、「特約の解約」、「補償額の減額・増額」、「払済保険への変更」などもあり、乗換や転換する前に他の見直し方法も検討すべきとされる(国民生活2020年3月号、松尾保美「事例からみる生命保険のトラブル」7頁等参照)。

☆ 責任準備金とは

保険の保険料はリスクに応じて設定されるので、例えば生命保険であれば年齢とともに保険料も高くなる(自然保険料)。そこで、年齢の上昇にともなう保

⁷ 保険の解約返戻金を計算するにあたって、保険契約者の持分である保険料積立金から差し引かれる金額のこと

⁸ 生命保険会社は、契約者が支払う保険料を計算するにあたって、予め有価証券投資や貸付等の資産運用による運用収益を見込んで一定の利率により保険料を割り引いており、この一定の利率を「予定利率」という。この予定利率は、一部の保険種類を除き契約時の利率が期間満了まで適用されるが、低金利等の影響で保険会社に損失を生じさせる事態が生じることになる。この損失を「逆ざや」という。

保険料の上昇を避けるために、実際の保険料は、毎年の保険料を同額にし、保険期間中の収入保険料と支払保険金が契約全体として等しくなるよう設定されている(平準保険料方式)。通常、死亡保険金の支払いは、リスクの上昇とともに保険期間の後半に多くなるので、保険期間の当初は保険料収入が支払保険金を上回ることとなる。

そこで、後半の保険金支払いに備えて保険期間前半の保険料収入の一部を積み立てておき、後半ではそれを取り崩して保険の収支を等しくしている。この積立金を責任準備金という。満期保険金のある商品では、満期保険金の支払いに備えるための積み立ても必要となるため、責任準備金の額は大きくなる。責任準備金のうち払戻積立金を除いたものを保険料積立金などという。

(5) クーリング・オフ（保険業法309条）

保険契約の申込みをした者は、以下の場合を除き、書面によりその保険契約をクーリング・オフ(申込みの撤回または解除)できる。クーリング・オフができないのは、①法定書面受取日(電子情報送信の場合は申込者のパソコンに記録された日。2項、3項)と申込日との遅い日から起算して8日を経過したとき(1項1号)、②営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業としての申込みであるとき(同2号)、③法人等の申込み(同3号)、④保険期間が1年以下(同4号)、⑤法令により加入を義務づけられているとき(同5号)、⑥申込者等が保険会社等の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合(同6号、保険業法施行令45条各号)です。このクーリング・オフは、その保険契約のクーリング・オフ書面を発信した時に効力を生じる(4項)。保険会社等はそれに伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求することができず(5項)、受け取った金銭があれば返還しなければならない(6項)。ただし、解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額は請求できるし、留保できる(5項、6項)。

(6) 特定保険の募集行為について（保険業法300条の2）

特定保険とは、変額保険・年金や、外貨建て保険・年金などの投資性のある保険のことである(保険法の種別ではほとんどが生命保険である。)。この特定保険は、有価証券や通貨等の相場変動により、保険契約者が損失を負うリスクを負うものであり、保険業法では、これらを「特定保険契約」として定義した上で、その募集については、金融商品取引

法の行為規制に関する規定を準用して規制することとしている。保険業法300条の2がこれであり、これに基づき内閣府令で金融商品取引業者の行為規制になった詳細な規制が規定されている（保険業法施行則234条の2～234条の28）。これにより、金商法に基づく契約締結前書面の交付、説明義務の履行や、“顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結目的に照らして不適当な勧誘をしてはならない”という適合性原則等が課されることになる。

☆ 適合性原則

顧客の意向と実情に適合しない勧誘をしてはならないという適合性原則は、証券取引分野で生まれたものであるが、現在は広く金融商品全体に適用される原則となっている。特定保険において準用される金融商品取引法40条1号がこれを定めるほか、金融商品販売法9条2項1号が、勧誘に関する方針を定めなければならないとし、この勧誘方針において定めるべき事項として適合性の原則を定めていることから、保険においてもこのような形で適合性の原則が妥当すると考えられる。また、保険業法の意向把握義務は、適合性原則を反映させたものであると考えられる。

適合性の原則に著しく違反した勧誘行為については、不法行為に基づく損害賠償責任が生じることになるが（最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁）、保険において適合性原則違反による損害賠償責任を正面から肯定した裁判例はみられない（東京高判平成8年1月30日判タ921号247頁は、適合性に疑問がある上説明義務に違反しているとして損害賠償責任を肯定している。）。

なお、外貨建保険については、2020年10月から生命保険協会の主催で、業界統一試験として「外貨建保険販売資格試験」が実施されており、2022年4月から「外貨建保険の販売者資格登録制度」が始まることになっている。

(7) その他の規制

ア 高齢者への募集行為（監督指針Ⅱ-4-4-1-1（4））

高齢者への募集については、監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-1-1（4））及びこれを受けたガイドライン（生命保険協会「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」、日本損害保険協会「高齢者に対する保険募集のガイドライン」）が、社内規則等で高齢者の範囲を定め、高齢者や商品の特性を勘案した募

集方法を定めることとされている。社内規則の例としては、（１）募集時の親族等の同席、（２）複数の募集人による募集、（３）検討に必要な時間的余裕を確保するための複数回の募集機会、（４）募集を行った者以外の者による高齢者への電話等での確認などが挙げられる。

イ 顧客本位の業務運営に関する原則

金融庁は、２０１７年３月３０日に、「顧客本位の業務運営に関する原則」（フィデューシャリーデューティー）を公表した。同原則は、プリンシプル・ベース⁹の規制アプローチとして、保険会社も含む金融事業者が、顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めたものである。同原則の公表に先立ち、市場リスクのある特定保険契約を募集する銀行等及び証券会社は販売手数料を開示するようになっている（生命保険協会「市場リスクを有する生命保険の販売手数料を開示するにあたって特に留意すべき事項」２０１６年９月１日）。

4 所属保険会社の不法行為責任（保険業法２８３条１項）

保険業法２８３条１項は、所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負うものとする。民法の使用責任（民法７１５条１項）は、使用者について雇用者が第三者に加えた不法行為責任を負うと定めているが、生命保険代理店や損害保険代理店のように、所属保険会社等の使用人とはいえない者についても、所属保険会社等がこれらの者の募集行為によって事業を展開している以上、使用者であるか否かを問わず不法行為責任を負うとしたものである。

乗合代理店も保険募集人である以上、保険業法２８３条１項の適用があるが、この条文の実際上の意味としては、使用者ではない小規模な事業者である保険募集人を念頭において、保険契約者に対する賠償資力を確保するということにあったことは否定できず、大規模な乗合代理店においてこの条文の存在意義等についての議論がなされるようになっている。具体的には、保険業法２８３条１項の適用は免れないとしても、２項に基づく保険会社の免責や、乗合代理店と保険会社間の求償問題などの解釈で通常の場合よりも、保険会社の責任が重くなり過ぎないようにする方向での議論がなされている（大規模乗合代理店と所属保険会社の責任、保険額雑誌（６３５）４３～６０頁）。

⁹ 基本的な原則を示して、業者にその原則に沿った自主的な取り組みを促すこと。↔ルール・ベース

第3 保険給付（保険金の支払い）と保険契約の終了等

1 保険給付（保険金の支払い）

(1) 保険給付の手続

①保険会社への連絡 → ②請求書類の提出 → ③保険会社への支払判断→ ④支払

保険金等の支払期限は、各社約款で定めており、例えば原則5営業日以内、確認が必要な場合は45日を経過する日以内などとしている。

(2) 保険金の支払いに関する主なルール

ア 故意・重過失等免責（保険法17条、51条、80条）

故意に保険事故を起こした場合などは、保険会社は保険金を支払わない。

【損害保険】 ①保険契約者・被保険者の故意又は重過失による損害
（責任保険については故意による損害）

②戦争その他の変乱

【生命保険】 ①自殺¹⁰、保険契約者又は受取人による故殺

②戦争その他の変乱

【傷害疾病定額保険】 ①保険契約者・被保険者の故意又は重過失による保険事故

②戦争その他の変乱

イ 告知義務違反による解除（保険法28条、55条、84条）

第2、2（2）参照

ウ 通知義務違反（危険増加）による解除（保険法29条、56条、85条）

第2、2（2）参照

エ 重大事由解除（保険法30条、57条、86条）

保険者は、次に掲げる事由がある場合には、保険契約を解除することができる。¹¹

¹⁰ いわゆる自殺免責。ただし、契約成立後、1～3年経過後は保険金を支払うとする約款が多い。

¹¹ 保険契約の解除は、いずれも将来に向かってのみ効力を生ずる（31条1項、59条1項、88条1項）。

- ① 関係者（損害保険では保険契約者または被保険者、生命保険では保険契約者または保険金受取人、傷害疾病定額保険では保険契約者、被保険者または保険金受取人）が保険給付させることを目的として損害（損害保険）・殺人・殺人未遂（生命保険）・給付事由（傷害疾病定額保険）を発生させたこと、または発生させようとしたこと。
- ② 関係者（損害保険では被保険者、生命保険・傷害疾病定額保険では保険金受取人）が保険金請求について詐欺を行ったこと、または行おうとしたこと。
- ③ これらの他、関係者（損害保険では保険契約者または被保険者、生命保険や傷害疾病定額保険では保険契約者、被保険者または保険金受取人）に対する保険会社の信頼を損ない保険契約の存続を困難とする重大な事由。

オ 責任開始前発病不担保（保険協会ガイドライン、約款）

保険約款における保険会社の責任開始時期については、様々なバリエーションがあるが、保険者が契約の申込みを承諾し、第1回保険料を受領した時から契約上の責任を負う、などとするのが基本形である。これを責任開始条項という。

傷害疾病定額保険では、契約締結した後に発病した疾病等を原因とした入院や手術等について保険金を支払うという約款になっており、これを責任開始前発病不担保条項という。もっとも、契約者が契約前に発病していたが自覚していないことは往々にして考えられ、このような場合に一律に保険金を支払わないでよいかという問題がある。

そこで生命保険協会のガイドライン（「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」（2008年6月26日）は、高度障害保険金や入院給付金等について「被保険者が契約（責任開始）前の疾病について、契約（責任開始）前に受療歴や症状・・・検査異常がなく、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合等にはお支払いする」としている。また、この約款条項の適用にあたっては信義則の観点から慎重に判断するのが望ましいなどとしている。

カ その他約款による給付事由非該当等

保険金が支払われないというトラブルの多くは、約款に基づく給付事由に当たらないことが理由となる場合が多い。例えば入院給付金については1回の入院について60日、120日までなど、契約毎に支

払限度日数が決まっており、限度日数を越えた分は支払われない。また、約款で対象となる手術と給付倍率を定めており、約款に定められていない手術は支払事由に該当しない。

2 保険契約の終了等

(1) 保険契約者による解約（解除）

保険契約者は、いつでも保険契約を解除（解約）できる（保険法27条、54条、83条）。保険契約が解約されるなどして保険契約が終了した場合、保険法施行後の契約であれば未経過の期間に相当する保険料が保険契約者に返還され¹²、貯蓄型の生命保険においては、解約返戻金等が支払われる。

(2) 失効と復活

契約が効力を失い、保障が切れてしまった状態を失効という。払込猶予期間内に保険料を払い込まず、かつ自動振替貸付が適用できないときや、自動振替貸付の適用中に、自動振替貸付金や契約者貸付金の元利金が解約返戻金を上回った場合は、契約は失効する。失効後に保険事故が発生しても保険金などは受け取れないが、所定の期間内（一般に2か月～3年など）に契約を元通りに戻す（復活する）請求をすることができる（商品によっては、復活の取扱がない場合もある。）。

¹² 保険法では商法655条を根拠とした「保険料不可分の原則」を採用していないから、未経過の期間に相当する保険料が保険契約者に返還されるが、保険法施行前（平成22年3月31日以前）の契約については既に払い込まれている保険料は原則返還されない。

第4 保険に関する主な紛争類型にかかる裁判例・ADRの解決事例等

1 トラブル状況

令和3年6月17日に公表された「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和3年度第1回）」によると、申請のうち最も多いのは金融・保険サービス（336件、約18%）であり、そのうち最も多いのが生命保険の100件である（その他の保険は25件、損害保険は20件）。相談件数は下記の表のとおりである。

【国民生活センターHPより】

年度	2017	2018	2019	2020
相談件数	6,473	6,586	8,807	5,632（前年同期 8,205）

相談件数は2021年3月31日現在（消費生活センター等からの経由相談は含まれていません）

生命保険協会によると、銀行等代理店で発生した外貨建て保険・年金の新契約に関する苦情件数は、2014年は922件だったのに対し、2019年は2822件と漸増している。

2 保険に関する紛争解決事例

(1) 2017年12月（外貨建て終身保険の勧誘）

ア 申請人の主張

平成25年2月、A（申請人イの配偶者、申請人口とハの母親）が、相手方保険会社の代理店である相手方銀行から、外貨建て終身保険の勧誘を申請人イと共に受けた。相手方銀行から、契約通貨ごとに利率が記載された1枚の片面印刷のチラシを基に、豪ドル建てが最も利回りが良いと言われた。利回りが良いとする根拠については特に説明はなかったが、興味を持ち、Aを保険契約者、申請人イを死亡保険金受取人として契約した（1000万円。以下「本件保険契約」という。）。その際、契約から1年未満で解約すれば元本割れするが、3年以上継続すれば元本割れはないと言われた。平成28年7月、Aが亡くなり、申請人イがAの銀行口座を解約しようとして相手方銀行の店舗に行き、保険金請求書類の記載方法などを教えてもらいながら手続きを済ませた。同年9月、相手方保険会社から死亡保険金が振り込まれたが、金額が契約時の入金額より少なかった。確認したところ、死亡保険金の受け取り通貨は、保険金請求書類で指定がなかったために円貨となり、保険金は豪ドルから円貨換算して支払われた、契約時より円高であったため損失が生じた、とのことだった。為

替リスクがあるとは聞いていない。申請人イは、契約時にリスクの説明を受けていたら契約はしなかった、死亡保険金の通貨選択について説明がなかった、と言っている。Aは生前、死んだら保険金が申請人イに1000万円入ると言っており、リスクについて話したことはないため、十分に理解して契約したと思えない。

元本から目減りした分の約122万円を支払ってほしい。

イ 解決

第1回期日において、仲介委員は相手方保険会社に本件保険契約の商品性について確認した上で、相手方銀行に、為替リスクを負ってでもAがこの商品を選択した理由が分からない、何にメリットを感じて契約したと考えるかと尋ねた。相手方銀行は、利率に興味を示したのが大きいと答えた。

仲介委員は、パンフレットやチラシの利率の記載や、利率の印象が強い状況に鑑みると、契約時にリスク説明が十分具体的にあったか疑問がある、意向確認書兼適合性確認書に元本割れのリスクがある本件保険契約と整合性のない記載があるなど、本件保険契約の勧誘時のリスク説明に問題があった可能性を指摘し、和解案として、①相手方らは解決金として、本件保険契約成立時に相手方銀行が相手方保険会社から受け取った手数料の50%相当額を申請人らに支払う②うち4分の3を相手方銀行、4分の1を相手方保険会社がそれぞれ負担するとの案を示し、双方が応じて和解成立。

保険会社から提示されたチラシの表面には通貨ごとの利率、裏面にはリスク説明の記載があったが、申請人は、受領したチラシの裏面は白紙だったと主張し手書きを提出したので、今後の紛争を防止する観点から、相手方らに、勧誘時の資料は片面に利率等のメリットを強調するのではなく、メリットとリスクが一覧できる紙面にするなど、消費者がリスクを認識しやすいものとするよう配慮を要請した。

(2) 2018年9月（医療保険の告知義務違反）

ア 申請人の主張

平成27年1月、妊娠後期の頃、美容師から良い保険があると相手方担当者を紹介された。同年3月に出産し、2カ月ほどして相手方担当者から連絡があった。同年5月に自宅で3時間ほど相手方担当者と話し、今後の生涯設計等の話をした。その際、数年前に行政の健康診断を受診後「要検査」だったので婦人科で定期的に受診していると相手方担当者に書面を見せて伝えたが、告知書に関する話題は出なかった。

その数日後の訪問で終身医療保険や終身がん治療保険を含む 5 件の契約をすると伝え、その場で契約書類を渡された。必要事項を記入するよう指示を受けて事務的に記入した。その中に告知書があったようだが、何の説明もなかったのでよく読まずに○を付けた。

18歳のときから親が掛けてくれていたA社の医療保険に加入しており、今回は契約の乗り換えであることを相手方担当者にも話し、A社と相手方の保険の比較の話も聞いた。自分で手続きしたのは初めてだった。29年2月、定期健診で子宮頸けいがんの疑いを指摘され、相手方担当者に連絡したところ保険適用が可能だと聞き、手術を受けた。術後、子宮頸がんではなく高度異形成と分かった。

相手方に保険金を請求したところ、告知義務違反のため保険金は支払えず、保険契約も解除すると言われた。地元の消費生活センターにも相談し交渉していたが、同年9月に保険契約の解除通知が届いた。相手方から、子宮頸部の細胞診、組織診について告知すべきだった、担当者に非はないと告げられたが、納得できない。

イ 相手方の主張

相手方は、「申請人は、子宮がん検診で異常との指摘を受けて、平成23年9月に医療機関を受診し、細胞診の結果、「ASC-H」（高度扁平上皮内病変疑い）と診断され、定期的に通院していたのに、健康診断で異常を指摘されたかなどの告知事項に、いずれも『いいえ』と告知したので、故意による告知義務違反があったと言えるため、告知義務違反により解除され、解除原因と支払い事由の発生との間に因果関係があるので保険金は支払わない」と主張した。

ウ 解決

仲介委員は相手方に対し、告知に関して申請人に過失はあるだろうが、告知義務違反の成立要件である重過失とまでは言えないのではないかと述べた。また、仲介委員は相手方に対し、告知書の記載面に告知義務違反となった場合には解除となる旨の説明がなく、生命保険協会の「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」に照らすと分かりにくいと伝えたが、相手方はこの見解に同意しなかった。

申請人の既払い保険料は約17万5000円、解除がなかった場合の保険金額は92万円。

仲介委員は、本件の和解案として、申請人に既払い保険料の返金を提示し、双方が応じ、和解が成立した。

3 保険に関する裁判例

(1) 変額保険の勧誘と説明義務（東京高判平成16年2月25日金判1197頁45頁）

ア 事実の概要

A（当時72歳）は、Y1銀行およびY2保険会社の従業員から、変額保険を用いた相続税対策の勧誘を受けて、変額保険への加入を決め、Y1と融資契約を締結して7700万円を借り入れて保険料7583万円余の支払に充て、Y2との間で、平成2年9月1日、被保険者をAの長男X、（原告・控訴人）、基本保険金額2億6000万円とする変額保険契約を締結した。

本件保険契約の締結後、変額保険の運用実績は常にマイナスであり、解約返戻金が払込保険料に満たない状態であったことから、平成9年1月23日にAは本件保険契約を解約し解約返戻金5776万円余をY1への一部弁済に充てた。A（A死亡により相続人Xらが訴訟を承継）はYらに対し本件訴訟を提起し、Yらの従業員の説明により、本件変額保険契約の解約返戻金が銀行借入債務を下回ることはないと誤信して本件各契約を締結したものであるから、Y1に対し錯誤無効に基づく債務の不存在確認、Yらに対して説明義務違反による不法行為等に基づく損害賠償をそれぞれ請求した。

原審（東京地判平成14・2・27金判1197号55頁参照）は、AおよびXは、パンフレット等の記載やY2の担当者の説明により運用実績や経済情勢等により保険金や解約返戻金の金額が変動する変額保険の特質とリスクを理解していた等として、Xらの請求を棄却。Xらは控訴。

イ 判決

原判決取消し、請求認容

- i AないしX1は、「本件保険契約及び本件融資契約を締結するに当たり、その相続税対策としての有効性」について誤信していたといふべきであり、「本件保険契約及び本件融資契約の締結の意思表示は、要素の錯誤に当たり無効である」と判示した上で、Yらの説明義務違反に基づく不法行為責任について、以下のとおり判示して原告の請求を認めた。
- ii 第1に、Y2の担当者については、「パンフレット及び設計書で変額保険の仕組みを一応説明したものの、有利な計算面のみを強調する一方、運用の如何によっては現実に損害を被らせるおそれがあること」を具体的に説明しなかったこと、「説明のため用いたシミュレーションの数値は、現実とは離れた過大なものであり、いたず

らにA及びX1の相続税に対する不安を煽り、かつ、本件保険契約による保険金の運用利回りを過度に楽観視したものであったのであるから、Y2担当者の上記説明は明らかに不十分なものであり、不法行為責任を免れない」。

- iii 「Y1の担当者においても、Y2担当者と共同して、A及びX1に対し、本件保険契約及びそれと一体となるべき本件融資契約を締結させるに当たって、同契約による融資元利金の累積に伴い、損害が発生、拡大する現実の可能性について十分な説明を行わず、実際に損害が生じることはないものと誤信させたというべきであるから不法行為責任を免れない。」。

(2) 契約乗換・外貨建て保険等の勧誘（大阪地判平成21年9月30日証券取引被害判例セレクト36巻119頁）

ア 事案の概要

71歳の高齢者に対し、郵便局の簡易保険を解約させ、積立利率変動型終身保険、米ドル建て積立利率変動型終身保険、生活習慣病保険を勧誘し、契約を締結させたという事案において、保険募集人に適合性原則、説明義務違反の違法があるとして、不法行為及び保険業法283条に基づく損害賠償を請求したという事案。

イ 判示

「保険契約は、その内容が複雑であり、保険者又は保険募集人による説明がなければ、専門家ではない一般の保険契約者には保険契約の内容を理解することができないので、保険募集に当たり保険者又は保険募集人は、保険契約に関する重要な事項について、勧誘を受ける当該保険契約者に理解可能なように情報を提供したり説明をしたりする信義則上の義務があるというべき」として、保険の機能や目的等を踏まえれば、「このような性格を有する本件簡易保険の解約を勧めて本件各保険への加入を勧誘するに当たっては・・被告○において、保険の変更に伴う利害得失を十分説明すべきであったというべきである（保険業法300条1項4号参照）」などとして、説明義務違反を認めた。

また、外貨建保険については、「本件ドル建て終身保険は、為替リスクを有する保険であるから、このような保険の勧誘を行う際には、一般的な生命保険との相違点や為替リスク等について原告に理解しやすいような説明を行う必要があったというべきである。」とした上で、原告が高齢であることや渡航経験等に乏しいことなどからして、「一

一般的な説明にとどまらず、より詳細でわかりやすい説明をする必要があったというべきである」などとして、不法行為及び保険業法283条に基づく損害賠償請求を肯定した。

以上

参考文献等

- 1 山下友信著、「保険法（上）」有斐閣、2018年6月5日初版
- 2 桜井健夫-坂勇一郎-丹野美絵子-洞澤美佳著、「保険法ハンドブック」日本評論社、2009年6月25日第1版
- 3 桜井健夫著、「保険の基礎知識—消費生活相談に対応するために」ウェブ版国民生活、2014年6月号(No. 23)～2015年6月号(No. 35)で連載（インターネットで入手可能）
- 4 坂勇一郎著、特集生命保険を知る「生命保険の相談対応に必要な関連法規の基礎知識」ウェブ版国民生活、2020年3月号（インターネットで入手可能）
- 5 茨城県弁護士会編、「弁護士のための保険相談対応Q&A」、H29.9.25第1刷
- 6 日本損害保険協会、「そんぽ相談ガイド」
<https://www.sonpo.or.jp/report/publish/kaisetsu/soudan-guide.html>
- 7 生命保険文化センター、「生命保険相談・相談マニュアル」（2016年7月改訂版）
https://www.jili.or.jp/consumer_adviser/pdf/manual.pdf
- 8 山下友信・洲崎博史編、「保険法判例百選」、2010年12月10日
- 9 錦野裕宗著、「外貨建て保険窓販に関するトラブルの防止と対応」、金融法務事情 2129号（2020年1月10日）38頁～45頁
- 10 保険紛争事例（ADR）
http://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/data/adr_kekka_Q.html#q20